

議案第45号

教育委員会委員の任命について

次の方を佐野市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年5月12日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業	所属政党
██████████ ██████████	駒形忠晴	██████████ ██████████	██████████	██████████

理 由

本市の教育委員会委員駒形忠晴様は、本年5月18日をもって任期満了となりますので、その後任者を任命することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋  
(任命)

第4条 …省 略…

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（省略）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数

の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。（省略））である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（省略）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

履 歴 書

住 所 [Redacted]

駒 形 忠 晴 生  
[Redacted]

学 歴

- 1 昭和59年 3月 [Redacted]
- 1 昭和63年 3月 [Redacted]

職 歴

- 1 昭和63年 4月 [Redacted]
- 1 平成 2年 4月 [Redacted]
- 1 平成 4年 4月 [Redacted]
- 1 平成10年 5月 } [Redacted]
- 1 平成19年 5月 } [Redacted]
- 1 平成12年 4月 [Redacted]
- 1 平成12年 5月 } [Redacted]
- 1 平成20年 5月 } [Redacted]
- 1 平成19年 5月 [Redacted]
- 1 平成20年 3月 [Redacted]
- 1 平成20年 5月 } [Redacted]
- 1 平成22年 5月 } [Redacted]
- 1 平成22年 6月 [Redacted]
- 1 平成28年 4月 佐野市教育委員会委員に就任 現在に至る

賞 罰

[Redacted]